

令和5（2023）年度学校支援課努力目標

I 「栃木県教育振興基本計画 2025ーとちぎ教育ビジョンー」における基本理念と教育目標

栃木県教育委員会は、おおむね2030年頃までの社会の変化を見通して、必要な施策を計画的かつ効果的に推進していくために、前計画である「栃木県教育振興基本計画 2020ー教育ビジョンとちぎー」の成果や課題を踏まえるとともに、国の第3期教育振興基本計画の内容を参酌しながら、これから5年間の本県教育行政の基本方向を示す「栃木県教育振興基本計画 2025」（以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画では、前計画の基本理念の考え方を継承しつつ、特に、次代を担う子どもたちに、予測困難な時代をたくましく生き抜く力を育むことを重視し、本県の教育振興の基本理念を次のとおり定めました。

ー基本理念ー

とちぎに愛情と誇りをもち
未来を描き ともに切り拓くことのできる
心豊かで たくましい人を育てます

さらに本県教育の基本理念のもと、今後の本県教育が目指す6つの基本目標を設定しました。

<基本目標>

- 基本目標Ⅰ 学びの場における安全を確保する
- 基本目標Ⅱ 一人一人を大切にし、可能性を伸ばす
- 基本目標Ⅲ 未来を切り拓く力の基礎を育む
- 基本目標Ⅳ 自分の未来を創る力を育む
- 基本目標Ⅴ 豊かな学びを通して夢や志を育む
- 基本目標Ⅵ 教育の基盤を整える

II 学校支援課が推進する学校教育の重点

「栃木県教育振興基本計画 2025ーとちぎ教育ビジョンー」を踏まえ、学校支援課では、次の点を本年度の努力目標に掲げ、管内市町教育委員会、関係教育機関・団体、各学校と連携・協力を図り本地区学校教育の一層の充実に努めます。

<基本目標>

- 1 学校安全の徹底・充実
- 2 人権教育、特別支援教育等の充実
- 3 確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育の充実
- 4 児童・生徒指導、キャリア教育等の充実
- 5 学びを支える魅力ある教育環境づくりの推進

1 学校安全の徹底・充実

- (1) 教員の学校安全に関する資質・能力の向上、校内の体制整備の強化
 - 学校安全計画及び危機管理マニュアルの見直しや改善を促し、児童生徒等の実態に即した安全教育・安全管理を展開できるよう校内体制の整備を推進する。
 - 計画的・実践的な訓練を実施するなど、教職員、児童生徒の危機意識の向上を図るとともに、保護者や地域の人たちと連携して、登下校の安全管理体制の充実に努める。
 - 生活環境の変化（災害時・事件事故発生時等）による児童生徒たちの心身の様々な問題に対応するために、平素から児童生徒たちの心身の発育や発達について研修を実施し、発達段階に応じた心のケアに努める。
- (2) 安全教育の充実
 - 生活安全、交通安全について、児童生徒の発達の段階に考慮しながら必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として生涯を通じて安全な生活を送ることができるようにするとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる資質や能力を養うことができるよう指導の充実に努める。
 - 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、児童生徒が状況に応じて、自らの確かな判断の下に、安全を確保するための行動をとることができる力の育成に努める。
 - 「交通安全教室」、「防犯教室」、「地域安全マップづくり」等の実践を通して、児童生徒が自ら危険を予測し、回避する能力を高める教育を推進し、自らの命を守り抜くため主体的に行動する態度の育成に努める。

2 人権教育、特別支援教育等の充実

- (1) 人権尊重の精神を育む教育の充実
 - ア 推進体制の充実と教育計画への適切な位置付け
 - 「栃木県人権教育基本方針」等の趣旨を踏まえ、人権に関わる児童生徒の実態、保護者や地域の実情を的確にとらえ、取り組むべき課題を明確にした上で、その課題解決に向けて、教育計画を見直し、着実な実践に努める。
 - 系統的・継続的に児童生徒の人権感覚を磨き、人権意識を高めていく学習が全教育活動を通して展開されるよう推進体制の充実に努める。
 - 教師が人権の意義や内容、重要性について深く理解し、教師自らの人権感覚・人権意識を高める研修を、人権教育主任を中心に全校体制で組織的・計画的に行うよう努める。
 - イ 各教科等の特性に応じた指導内容及び方法の改善・充実
 - 人権という視点から各教科等の指導内容を見直すとともに、学校の実態に応じて指導内容を重点化したり、相互の関連や系統性を踏まえたりして、豊かな人間性や自尊感情を高揚する指導に努める。
 - 児童生徒の発達の段階に応じて、身近にある様々な人権問題を授業の中で取り上げたり、学習の手法や展開を工夫したりするなどして、児童生徒の人権意識を高める指導の充実に努める。
 - 各学校の実態に応じて「育てたい資質・能力」を設定するとともに、授業の指導計画に「人権教育との関連、人権教育の視点、人権教育上の配慮」を適切に位置付け、人権教育を実質的に機能させる。

- いじめや暴力行為、インターネットによる人権侵害等、児童生徒を取り巻く人権問題について指導の充実を図る。

ウ 望ましい集団作りの推進

- 児童生徒一人一人が互いのよさを認め合い尊重し合うなど、思いやりに満ちた人間関係を大切に学校・学級経営に努める。
- 集団活動や体験的活動等を充実させ、児童生徒及び教師が共に悩み、考えながら様々な問題を解決し、感動を共有していく経験を通して、思いやりの心や連帯感、責任感等を養うように努める。

エ 保護者や地域に対する啓発の推進

- 学校で進めている人権教育を保護者や地域の人々に理解してもらうため、授業参観や懇談会等の機会を生かしたり、広報紙を発行したりするなど多様な啓発活動を展開していくように努める。

(2) 特別支援教育の充実

ア 一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導の充実

- 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を整備し、教育支援の内容・方法等についての検討・評価を行うなど、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導の充実に努める。
- 通常の学級においては、障害のある児童生徒を含む全ての児童生徒が、安心感を高め、自信を持てるよう、学級内の温かい人間関係を育むとともに、児童生徒にとって学習しやすい環境づくりに努める。また、必要に応じて個別の教育支援計画を活用しながら、指導目標を焦点化するなど、指導の充実を図る。通級による指導を利用する児童生徒においては、個別の教育支援計画を作成し、自立活動の指導の充実を図る。
- 特別支援学級においては、個別の教育支援計画を活用し、一人一人の障害の状態等を踏まえた適切な指導を行うとともに、定期的な評価により指導目標や指導の手立ての改善に努める。

イ 進路指導及び学校間の連携の充実

- 児童生徒が主体的に進路を選択することができるよう、本人や保護者に対する十分な情報提供を行いながら、組織的・計画的な進路相談に努める。
- 中学校・高等学校入学後、円滑に学校生活に移行できるようにするため、保護者や本人の同意の下、個別の教育支援計画等の活用による支援情報の引継ぎを推進する。

ウ 交流及び共同学習の推進

- 社会性を養い児童生徒相互の理解を促進するため、関係者が連携を図り、交流や共同学習など学校内外における交流教育を計画的・組織的に推進するように努める。

(3) 多文化共生に向けた教育の推進

- 学校、地域、他教科での幅広い学びと関連付け、互いの考えや気持ちなどを伝え合う対話や議論を重視した言語活動を通して英語力の向上を図る。
- ふるさとの自然・歴史・伝統・文化等について理解を深める「とちぎふるさと学習」を推進し、ふるさとへの愛情を涵養するとともに、他国の異なる文化等についても理解し、尊重する態度の育成に努める。

3 確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育の充実

(1) 創意ある教育課程の編成と実施

- 学習指導要領の趣旨を生かし、学校や家庭・地域、児童生徒の実態等を踏まえ、生きる力を育む創意と特色ある教育課程の編成、実施に努める。
- 児童生徒がじっくりと学び合い、ふれ合いながら、主体的に活動する場を十分に確保するとともに、一人一人が意欲的に取り組み、達成感や満足感を味わうことができる、発達の段階に応じた教育課程の編成、実施に努める。
- 各教科等の目標や内容、総合的な学習の時間の趣旨等を十分に踏まえ、相互の関連を図り、知・徳・体の調和と統一のとれた教育課程を編成する。また、授業時数の確保と指導の充実に努める。
- 小・中学校新教育課程研究集会において、教育課程実施上の諸問題について研究協議し、教員の指導力向上を図るとともに、児童生徒の学習状況や教育課程の実施状況に基づく自己点検・自己評価を行うことにより、教育課程の改善を図る。

(2) 確かな学びを育む教育の充実

ア 学習の基盤となる資質・能力の育成

- 多様なテキスト及びグラフや図表等の各種資料を適切に読み取る力や、判断の根拠や理由を明確にしながら自分の考えを述べる力を育成できるよう、各教科等の特質に応じた言語活動の充実を図る。
- 必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力や情報社会に参画する態度などの情報活用能力の育成を図る。

イ 確かな学力の育成

- 単元や題材などの内容や時間のまとまりを見通し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図る取組を推進する。
- 観察・実験やレポートの作成、論述といったそれぞれの教科の知識・技能を活用する学習活動の充実を図る。
- 教育活動の全体を通して情意や態度等に関わる資質・能力を育むとともに、社会や世界との関わりの中で、学んだことの意義を実感できるような学習活動の充実を図る。
- 児童生徒の実態や学習内容に応じて、個別学習やグループ学習など多様な学習形態、習熟の程度に応じた少人数指導など、指導方法の工夫に努める。
- 「とちぎっ子学習状況調査」等の各種調査を活用し、学力や学習の状況等を把握・分析するとともに、調査等の効果的活用と学習指導における検証改善サイクルの確実な構築・運用の促進に努める。
- 児童生徒の学習意欲を高め、生活習慣を育成することの重要性を教職員一人一人が理解するとともに、習慣化を図るための学校の取組について、全教職員で意思を統一し、実践化に努める。
- 家庭学習の意義を児童生徒に分かりやすく伝えるとともに、保護者会等の機会を利用して、保護者の意識の高揚に努めるなど、家庭との連携を深める。

(3) 豊かな心を育む教育の充実

ア 道徳教育の充実

- 全教育活動を通して行う道徳教育を道徳科において補充・深化・統合し、児童生徒が道徳的価値を自分との関わりでとらえ、自分なりに発展していくことができるような指導に努める。

- 教職員が、道徳科を道徳教育の「要」として意識し、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てることができるよう、学校長の方針のもと道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実に努める。※道徳教育推進教師とは、各小・中学校の道徳教育が円滑に進められるよう、全教育活動における道徳教育の推進、充実等において中心的な役割を果たす教師のこと。
- 児童生徒の内面に根ざした道徳性を育んだり、よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育てたりするために、家庭や地域社会との連携を図りながら体験活動を取り入れるように努める。
- 体験活動と道徳科とを関連させるとともに、体験活動やそこでの追究を道徳科に生かしたり、道徳科での価値の追究を体験活動に広げたりするなどして、指導の効果を高めるようにする。
- 自己の生き方について自覚を深め、自己を活かす能力を養うために、宿泊学習や自然体験学習、職場体験学習やボランティアに関わる体験活動の充実に努める。

イ 読書活動の推進

- 読書は、豊かな感性や情操、そして思いやりの心を育む上で大切な営みであるにとらえ、例えば、朝の活動として読書活動を実践したり、学校独自に読書週間を設けたり、教職員が読み聞かせや本の紹介をしたりするなどの活動を工夫するように努める。
- 読書活動を通して児童生徒が感じたことや考えたことに耳をかたむけ、読書の感想に限らず、読んだ本を基にした本の創作、劇遊びなど、それらのことを表現する場を設定するように努める。

(4) 健やかな体を育む教育の充実

ア 体育活動の充実

- 生涯にわたって運動に親しむことができるようにするため、幼少期・学童期に運動やスポーツの楽しさを十分に体得させ、全ての児童が楽しく、安心して運動に取り組むことができるようにする。運動が苦手な児童生徒や運動に意欲的でない児童生徒への指導等の在り方について配慮するなどの工夫を行い、「運動好き」な児童生徒を増やす指導の充実に努める。
- 「学校における体育・健康に関する指導」については、体力の向上はもとより、心身の健康に関する指導を一層充実させる観点から、教育活動全体を通じて、計画的・継続的な推進に努める。
- 児童生徒が秩序正しく、効率の良い行動をとり、安全かつ充実した体育活動が行えるよう集団行動の充実に努める。

イ 健康教育の充実

- 健康診断結果や生活実態調査等からわかる児童生徒の健康課題や生活習慣病の低年齢化、性(エイズ等)、飲酒・喫煙、薬物乱用等の課題、また新型コロナウイルス感染症を含めた様々な感染症等について、発達の段階に考慮しながら具体的な指導目標や重点を設定して、継続的・組織的な健康教育活動を推進する。
- 児童生徒や教職員の心身の健康保持増進と健康的な環境保全に努めるとともに、学校保健委員会を積極的に開催し、家庭や地域と連携して、学校における健康問題の解決を図るように努める。
- 児童生徒の心の健康問題については、学校・家庭・関係機関が相互に共通理解を深め、個に応じた相談活動を積極的に進めるとともに、研修会等により教職員の資質の向上を図る。
- 生活環境の変化による児童生徒たちの心身の様々な問題に対応するために、平素から児童生徒たちの心身の発育や発達について研修を実施し、発達段階に応じた適切な支援に努める。

ウ 食育・学校給食の充実

- 児童生徒の発達の段階を考慮し、学校給食を生きた教材として活用しながら、各教科、特別活動等の時間と関連させた指導を継続的・計画的に行う。
- 児童生徒や地域の実態を踏まえ、児童生徒達にどんな力を育てたいかを明確にした上で、食に関する指導計画を作成し、活用する。
- 食生活実態調査や給食だより等を活用し保護者との連携を図るとともに、地場産物の活用を通して、郷土料理にふれるなど、地域との連携を深める。
- 栄養教諭・学校栄養職員等の食の専門家を積極的に活用し、指導の充実を図る。
- 給食委員会等の管理体制を生かし、関係者相互の共通理解のもと、衛生管理体制を徹底する。

4 児童・生徒指導、キャリア教育等の充実

(1) 自己指導能力を育む児童・生徒指導の充実

ア 自己指導能力の育成と学業指導の充実

- それぞれの学級を「学びに向かう集団」に高めながら、児童生徒一人一人が自らの力で様々な不適応を解消し意欲的に学習活動に取り組めるよう学業指導の充実に努める。
- 自己指導能力の育成を図る3つの視点（自己存在感・共感的人間関係・自己決定の場）を踏まえながら、各発達の段階における課題（発達課題）を明確にして教育活動を充実させるとともに、児童生徒自らが自己理解を深めるための指導の充実に努める。
- 児童生徒のよさを認め、尊重し、自尊感情を高めるような指導を行うとともに、道徳教育や特別活動との関連を十分に図りながら、規範意識や基本的な生活習慣を身に付けさせる指導の充実と善悪の正しい判断ができる児童生徒の育成に努める。

イ 全校体制による児童・生徒指導の推進と信頼関係の構築

- 校長のリーダーシップの下、児童指導主任、生徒指導主事を中心として組織的、効果的に児童・生徒指導を推進するとともに、教師と児童生徒との信頼関係、児童生徒相互の温かい友情等で結びついた集団づくりに努める。
- 児童・生徒指導の基盤として、教職員同士が支え合い、学び合う同僚性を大切にすることで、組織的かつ効果的な児童・生徒指導の実践に努める。
- 様々な不安や悩みを抱えた児童生徒を適切に支援するために、教職員がカウンセリング・マインドを身に付けるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な知識及び経験を有する者を活用しながら、学校教育相談体制の充実に努める。
- 人権尊重の理念に立った児童・生徒指導に努め、児童生徒が自発的、主体的に自らを発達させていくことを尊重し、その発達の過程を学校や教員が支えるとともに、自分の大切さと他の人の大切さを認めることができる人権感覚の育成を図る。

ウ 問題行動や不登校等の未然防止と適切な対応

- いじめや暴力行為等の問題行動には、全教職員の共通理解の下、毅然とした態度で対応するとともに、マニュアルを作成、活用するなど危機管理体制を整え、組織的に対応する。
- 情報化社会におけるルールやマナー、被害防止のための指導を徹底する。
- 児童・生徒指導上の諸問題の未然防止、早期発見、早期解決のため、いじめ・不登校等対策チームやサポートチーム等を活用する。

- 「いじめや不登校はいつでも誰にでも起こりうる」という意識の下、学業指導を充実させながらいじめ・不登校等の未然防止を図るとともに、予兆となるサインを見逃さず、早期発見、早期対応に努める。
- 児童生徒の援助希求的態度の育成を図るとともに、SOSを出しやすい環境整備に努める。

エ 家庭・地域社会・関係機関との連携強化

- 児童・生徒指導に関わる学校の方針を明確にした上で保護者に説明し、学校・家庭が連携し、それぞれの役割や機能を生かした児童・生徒指導を推進する。
- 各学校の校内組織上に外部との連携を図る担当者を明確に位置づけ、薬物乱用や性の逸脱行動、暴力行為などに適切に対応するとともに、警察、児童相談所等の外部機関との情報連携・行動連携を積極的に推進し、問題の早期解決を図る。
- 児童生徒を取り巻く環境に働きかけながら、問題解決に向けてスクールソーシャルワーカーを活用し、学校・家庭への支援体制の充実を図る。

(2) 実践的社会性の育成を目指す特別活動の充実

- 児童生徒が様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、豊かな人間性や社会性、現在及び将来において当面する諸問題に対応できる資質や能力の育成ができるよう、指導の具体化、重点化を図るとともに、適切な評価の工夫・改善に努める。
- 児童生徒の自発的、自治的な活動を助長したり、ガイダンスの機能を充実したりして、自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てるとともに、希望や目標をもち自分の生き方について自覚を深め、集団の中で自己を生かす能力の伸長に努める。
- 学校行事や児童会（生徒会）活動等を見直し精選するとともに、自然体験や社会体験などの体験活動を充実し、自主的、実践的な態度や社会性の育成に努める。

(3) キャリア教育・職業教育の充実

- キャリア教育担当教師を中心とした校内体制を整備し、全ての教師の共通の認識の下、教育活動全体を通じて、系統的なキャリア教育・進路指導を推進し、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度の育成に努める。

(4) 社会の変化に対応した教育の推進

- 豊かな自然や身近な地域の中での様々な体験活動を通して、自然に対する豊かな感受性や生命を尊重する精神を育てるとともに、身近な環境や環境問題に関心をもち、環境や自然と人間の関わり等について総合的な理解を深め、持続可能な社会の構築を目指して、環境を大切にする心を育むように努める。
- 地域社会の多様な人々の存在に気付かせ、他者への関心を高めるとともに、具体的な活動を通して、共に生きることの大切さや社会福祉についての考えを深め、地域社会に主体的・実践的に関わる意欲や態度を育成することに努める。

5 学びを支える魅力ある教育環境づくりの推進

(1) 学校教育の情報化の推進

- 児童生徒の学習活動の質を高めるため、各教科等の指導におけるICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びを推進する。
- 情報通信ネットワークを通じて他者や社会とよりよい関係を築けるよう情報モラルの育成に努める。

(2) 教員の資質・能力の向上

- 教職員の研修機会の確保を図るとともに、校内研修を工夫し教職員としての専門性を高めたり、学校経営についての参画意識を高めたりするなどして、教職員として自ら学び続ける向上心や情熱を培うようにする。
- 定期異動に当たっては、適材を適所に配置して、職員組織の充実と職員の勤務意欲の高揚を図り、本県教育の刷新向上に努力する。このため栃木県教育委員会と各市町教育委員会が一体となり、円滑かつ適正な人事異動を行うよう努める。
- 地域住民の信頼に応えられるよう教職員の不祥事根絶に向けて、市町教育委員会と連携を図りながら、公務員としての倫理の確立と服務規律の確保に努める。
- 教職員の心身の健康保持、増進に努める。

(3) 学校運営体制の充実

- スマイルプロジェクトを通じ、特別に支援を要する小中学校への非常勤教育職員等の配置による指導体制の充実に努める。
- 教育活動や学校運営全般にわたり、自己評価や学校関係者評価などを行い、その結果の公表に努め、評価結果に基づく学校経営の改善・充実に努める。
- 学校における働き方改革については、その推進を図るために、必要な情報提供を適宜実施するよう努める。

(4) 家庭・地域と学校との連携・協働の推進

- 地域の人材や教育資源（自然、施設、文化財等）の活用を図り、児童生徒の主体的、協働的な学習活動を促すなど、特色ある教育活動の推進に努める。
- 地域の教育機関や企業、ボランティア団体等と連携を図った教育活動の展開に努める。
- 学校間の連携及び交流（幼・小連携、小・中連携、中・高連携）を推進し、地域において幼児・児童・生徒に対する一貫性のある教育活動の実施に努める。